

令和3年度 第1回 恵庭市廃棄物減量等推進審議会（議事録）

日時：令和3年8月5日（木）14：00～15：00

場所：えにあす 2階 会議室 8-1～3

出席者：【会長】 村井 公裕

【副会長】 茶園 利紀

【委員】 岩崎 紀子・勝呂 由紀・佐山 美恵子・島田 雅之

菅原 伸治・田口 繁幸・竹内 清・津田 久

松本 博・宮内 光則（五十音順）

欠席者：須藤 秀敏・田中 悟史・藤森 直人

事務局側：原田 裕（市長）・横道 義孝（副市長）・野村 孝治（生活環境部長）

小路 弘樹（生活環境部次長）・伊藤 俊満（廃棄物管理課長）

田中 徹（同主幹）・松田 和宏（同主査）中山 真（同主査）

高橋 雄一（同主事）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

【諮問】

①一般廃棄物処理基本計画について

【報告】

①令和3年度清掃事業概要について

②激変緩和措置終了に伴うごみ袋の切替方法について

③令和7年度以降の廃棄物処理手数料に係る中間検証の進め方について

4. その他

5. 閉 会

～議事要旨～

3 議事

諮問①：一般廃棄物処理基本計画について

～原田市長より、諮問書を会長へ提出～

～事務局より説明（資料1）～

委員A： 2020年4月からの焼却施設稼働に伴う、施設の稼働前（H30）、試験稼働（R1）、本稼働（R2）の3年間の変化、影響等を教えてほしいです。

事務局： （資料2 清掃事業概要を使用し説明）まず、焼却施設稼働に伴う分別変更によるごみの発生量への影響を説明すると、例えば、平成30年度から、令和元年、2年と収集ごみにおける可燃ごみの発生量が増加しています。逆に、不燃ごみについては減少しています。直接搬入については、焼却施設では受け入れていないため、令和2年度は可燃ごみが0tとなっています。これらが、焼却施設稼働に伴う分別変更による影響と考えます。

次に、ごみ処理量への影響について、一番顕著に表れているのは、ごみ処理場での最終処分量です。平成30年度は約18,100tであったものが、令和元年度は焼却施設試運転により、約14,700t、本稼働を開始した令和2年度は、約4,800tと最終処分量の減容というところで、大きく効果が表れています。

委員B： この計画は5年後に見直す予定だが、大きく変わることがあれば、その前に見直すのですか。

事務局： おっしゃるとおり、国の指針でも5年ごとに見直すこととなっていますが、焼却施設が稼働して1年であり、分からない部分も多々ありますので、早い段階での改定もありうるかと考えます。

委員C： P30のごみ処理の評価について、恵庭市では平成30年度の実績で評価が行われているとのことですが、焼却施設が本稼働した令和2年度以降この評価がどのように変化すると考えていますか。

事務局： こちらは、国が独自の方法で算出していますので、全く同じ方法で評価することは難しいですが、まず、②の資源回収率は、焼却施設稼働により資源物の回収は変更しておりませんので、こちらは変わりなく推移していくと考えます。③の最終処分される割合については、平成30年度は13,709.2tであったものが、令和2年度は3,088.53tと約22%に減少していることから、発生量の分母も変わるのではっきりは言えませんが、この0.634という割合も、同じぐらい減少するものと考えます。

会長： ほかにご質問・ご意見等がなければ、本諮問については、「事務局案のとおり」として答申してよろしいでしょうか。

～他の委員同意～

会長： それでは、答申書は私と事務局で調整したものを市長に提出させていただき、委員の皆様にはその写しを、後ほど、事務局から郵送という形で進めたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～他の委員同意～

村井会長： それでは、そのように進めさせていただきます。よろしくお願いします。

報告①：令和3年度清掃事業概要について

～事務局より説明（資料2）～

質疑応答無し

報告②：激変緩和措置終了に伴うごみ袋の切替方法について

～事務局より説明（資料3）～

質疑応答無し

報告③：令和7年度以降の廃棄物処理手数料に係る中間検証の進め方について

～事務局より説明（資料4）～

委員D： 市民アンケートの実施について、対象の2000人はどのように抽出するのですか。例えば、町によっては、アパートが多く、町内会に入っていない世帯が多いなどの傾向もあるので教えてください。

事務局： 住民基本台帳から2000人抽出を考えています。住所地や男女区分は偏らないよう考えていますが、委員がおっしゃった、居住地が戸建てかアパートか、町内会への加入、非加入などは、基本台帳から読み取れなく、そのあたりを区分し、抽出するのは難しいと思います。

4 その他

委員A： 焼却施設の熱エネルギーの利用について、施設内で利用しているとのことですが、例えば公衆浴場を造るなど、一般市民に還元する形で使用してほしいというのが心情ですが、どのように考えていますか。

事務局： 焼却施設で発生する熱エネルギーは、施設内の電気・給湯・暖房の他、隣接する下水終末処理場や、汚泥乾燥施設等に送り、暖房や汚泥を乾燥させるために使用していますので、焼却施設で発生した熱エネルギーは、全てそちらで、活用しています。

委員A： 一般市民へ直接還元してほしいというのが心情ですが、近隣施設で全て利用されているなら仕方ないですね。

以上

